

第 69 号

熊本県くまモン活躍基金条例の制定について

熊本県くまモン活躍基金条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県くまモン活躍基金条例

(設置)

第1条 くまモン（熊本県が商標権（商標法（昭和34年法律第127号）第18条第1項の商標権をいう。）を有する商標であるくまモンをいう。）を活用した情報発信等の事業を実施することにより、県経済の発展、県民福祉の向上等を図るため、熊本県くまモン活躍基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条の事業に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

くまモン（熊本県が商標権（商標法（昭和34年法律第127号）第18条第1項の商標権をいう。）を有する商標であるくまモンをいう。以下同じ。）の海外でのイラスト利

用に伴う財産貸付収入等を活用することにより、くまモンを活用した情報発信等の事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。